



## ○長野県告示第194号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社西大庄燃料商会	大町市大字大町1564番地8	平成14年3月29日

税 務 課

## ○長野県告示第195号

地域づくり総合支援事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

## 地域づくり総合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地域の特性を生かして個性ある地域の振興を図るため、市町村、広域連合及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、地域の実情に即した創意と工夫により、地域の活性化を推進する地域づくり総合支援事業を行うために支出し、又は補助するに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

経 費	補 助 率
市町村等が地域の活性化を推進する事業の実施に要する経費	2分の1以内
公共的団体等が地域の活性化を推進する事業の実施に要する経費に対し、市町村等が補助する場合における当該補助額	2分の1以内

2 前項の規定にかかわらず、地方事務所長は、補助事業の事業効果、事業主体の負担額等を勘案して特に必要があると認めるときは、補助率について2分の1を超えて設定できるものとする。ただし、補助する額は、前項に掲げる市町村等又は公共的団体等が地域の活性化を推進する事業の実施に要する経費の3分の2を限度とする。

(補助金交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 補助事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに地方事務所長に申請してその承認を受けること。

ア 事業の施行箇所又は設置場所の変更

イ 事業量又は事業費の20パーセント以上の変更

ウ 主要事業内容及び施設の主要構造、主要機能、機種等の変更

エ 補助金額の変更

(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに地方事務所長に申請して、その承認を受けること。

(3) 補助事業を行うため締結する契約は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付することが適当でない認められるときは、競争入札に付さないことができる。

(4) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(5) 市町村等が補助金を交付する事業にあつては、前各号に掲げる規定に準ずる条件が付されていること。

2 地方事務所長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める事項のほか補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産の管理その他について条件を付することができる。

(交付申請書の様式等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、地域づくり総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 地域づくり総合支援事業計画書(様式第2号)
- (2) 市町村等の補助金交付に関する規定(市町村等が補助金を交付する事業に限る。)

3 前2項の書類の提出期限は、地方事務所長が別に定める。

(変更承認申請等)

第5 第3の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 地域づくり総合支援事業内容変更承認申請書(様式第3号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 地域づくり総合支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 地域づくり総合支援事業完了期限延長承認申請書(様式第5号)

2 地方事務所長は、第3の第1項第1号の規定による承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すものとする。

(交付申請の取下げ)

第6 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、地域づくり総合支援事業補助金交付申請取下手(様式第6号)を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

(実施状況の報告)

第7 補助事業者は、地方事務所長が指示したときは、地域づくり総合支援事業実施状況報告書(様式第7号)により、補助事業の実施状況を報告するものとする。

(実績報告書等)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、地域づくり総合支援事業実績報告書(様式第8号)によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、地域づくり総合支援事業実績書(様式第9号)とする。

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求等)

第9 補助事業者が、補助金の交付(概算払を含む。)を受けようとするときは、地域づくり総合支援事業補助金交付(概算払)請求書(様式第10号)を提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第10 規則第19条第1項に規定する承認申請は、地域づくり総合支援事業財産処分承認申請書(様式第11号)によるものとする。

2 規則第19条第1項第2号及び第3号に規定する機械、器具及び財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められているものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の機械、器具及び財産で、補助目的達成上特に必要ないと認められるものは除くものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間とし、同省令に定めのないものにあつては5年とする。

（書類の提出部数及び提出先）

第11 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、正副2部とし、補助事業に係る市町村等を管轄する地方事務所（市にあつてはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市にあつては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所）の長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

(様式第1号) (第4関係)

地域づくり総合支援事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

地方事務所長 殿

市町村等の長 印

年度において、地域づくり総合支援事業を別紙のとおり実施したいので、  
補助金 円を交付してください。

(注) 別紙は、地域づくり総合支援事業計画書(様式第2号)によること。

(添付書類)

- ・市町村等の補助金交付に関する規定(市町村等が補助金を交付する事業に限る。)

(様式第2号) (第4関係)

## 地域づくり総合支援事業計画書

市町村等名

1 事業名				
2 事業主体				
3 事業内容				
	事業開始予定日	年	月	日
	事業完了予定日	年	月	日
4 事業の目的 及び効果  (事業効果は出来る限り数値化すること。)				
5 事業費	(単位:円)			
	事業費	内 訳		
	うち補助 対象経費	県補助金	市町村等費	その他
6 備考  (その他必要事項)				

(添付書類)

- ・事業計画図(位置図、見取図、設計図、設計書等)
- ・事業実施に関する歳入歳出予算書の抄本等地方事務所長が必要と認める書類

(様式第3号) (第5関係)

## 地域づくり総合支援事業内容変更承認申請書

番 号  
年 月 日

地方事務所長 殿

市町村等の長 印

年 月 日付け長野県 地方事務所指令 第 号で交付決定の  
あった 年度地域づくり総合支援事業は、下記のとおり変更したいので、承認して  
ください。

## 記

## 1 変更の理由

## 2 変更の内容

区 分	変 更 箇 所	事業費 (円)		内 訳 (円)		
		うち補助 対象経費	県補助金	市町村等 費	その他	
当初計画						
変更計画						

(添付書類)

- ・変更事業計画図 (位置図、見取図、変更設計図等変更内容がわかるもの)

(様式第4号) (第5関係)

## 地域づくり総合支援事業中止(廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

地方事務所長 殿

市町村等の長 印

年 月 日付け長野県 地方事務所指令 第 号で交付決定  
のあった 年度地域づくり総合支援事業は、下記のとおり中止(廃止)したいので、  
承認してください。

## 記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 事業の遂行状況

計 画		事 業 遂 行 状 況				備 考
事業費	県補助金	事業費	県補助金	事業の現況	進捗率(%)	

- 3 事業を中止する期間
- 4 事業実施の見通し
- 5 事業完了予定年月日

(注) 廃止の場合は、1及び2のみ記載すること。



(様式第5号) (第5関係)

## 地域づくり総合支援事業完了期限延長承認申請書

番 号  
年 月 日

地方事務所長 殿

市町村等の長 印

年 月 日付け長野県 地方事務所指令 第 号で交付決定  
のあった 年度地域づくり総合支援事業は、予定の期間内に完了しないので、下記  
のとおり延長を承認してください。

## 記

1 予定の期間内に完了しない理由

2 事業の遂行状況等

当初完了 予定年月日	遂 行 状 況			完了予定 年月日	備 考
	着手年月日	事業の現況	進捗率 (%)		

(様式第6号) (第6関係)

地域づくり総合支援事業補助金交付申請取下書

番 号  
年 月 日

地方事務所長 殿

市町村等の長 印

年 月 日付け長野県 地方事務所指令 第 号で交付決定  
のあった 年度地域づくり総合支援事業は、下記の理由により申請を取り下げます。

記

取下げ理由

(様式第7号) (第7関係)

地域づくり総合支援事業実施状況報告書

番 号  
年 月 日

地方事務所長 殿

市町村等の長 印

年度地域づくり総合支援事業の実施状況は、下記のとおりです。

記

( 年 月 日現在)

事業名	計 画		出 来 高		進 捗 率
	事業量	事業費	事業量	事業費	
		円		円	%

残 高		着 手 日 年 月 日	完 了 日 予 定 日 年 月 日	備 考
事業量	事業費			
	円			

(様式第8号) (第8関係)

地域づくり総合支援事業実績報告書

番 号  
年 月 日

地方事務所長 殿

市町村等の長 印

年 月 日付け長野県 地方事務所指令 第 号で交付決定  
のあった 年度地域づくり総合支援事業を別紙のとおり実施しました。

(注) 別紙は、地域づくり総合支援事業実績書(様式第9号)によること。

(様式第9号)(第8関係)

## 地域づくり総合支援事業実績書

市町村等名

1 事業名				
2 事業主体				
3 事業内容				
	事業開始日	年	月	日
	事業完了日	年	月	日
4 事業の目的 及び効果  (事業効果は出来る限り数値化すること。)				
5 事業費	(単位:円)			
	事業費	内 訳		
	うち補助 対象経費	県補助金	市町村等費	その他
6 備考  (その他必要事項)				

(注) 計画と実績が相違する部分については、計画を実績の上段に ( ) 書きすること。

(添付書類)

- ・ 契約書・支出証拠書・給付完了検査書の写し、写真等事業の完了を証する書類
- ・ 事業実施に関する歳入歳出決算書(見込み)の抄本等地方事務所長が必要と認める書類

(様式第10号) (第9関係)

## 地域づくり総合支援事業補助金交付(概算払)請求書

番 号  
年 月 日

地方事務所長 殿

市町村等の長 印

年 月 日付け長野県 地方事務所達(指令) 第 号で額  
の確定(交付決定)のあった 年度地域づくり総合支援事業補助金を下記のとおり  
交付(概算払)してください。

記

金 円

確 定 (交付決定) 額	交 付 ( 概 算 払 ) 額			残 額	請求日 現在の 出来高
	前回までに支 払を受けた額	今回の請求額	計		
円	円	円	円	円	%

(様式第11号) (第10関係)

## 地域づくり総合支援事業財産処分承認申請書

番 号  
年 月 日

地方事務所長 殿

市町村等の長 印

年度において、地域づくり総合支援事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、承認してください。

## 記

- 1 処分の理由
- 2 処分の内容
- 3 処分対象財産の現況
- 4 取得時の状況

財産の内容	取得年月日	取得金額	取得金額の内訳		備考
			県補助金	その他	
		円	円	円	

- 5 処分の相手方
- 6 処分の方法、価格、貸付期間、条件等

市 町 村 課

長野県知事 田中 康夫

○長野県告示第196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第46条第1項の規定による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行った。

平成14年3月28日

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
有限会社長姫タクシー介護福祉事業部	飯田市追手町1丁目44番地	平成14年3月1日
ビジネス・ポイント有限公司	飯田市本町三丁目大横21番地	〃
うえだはら敬老園ヘルパーステーション	上田市大字上田原1068番地	平成14年3月16日
かるいざわ敬老園ヘルパーステーション	北佐久郡軽井沢町大字追分1436番地	〃

(2) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
坂城町社会福祉協議会訪問看護ステーション	埴科郡坂城町大字中之条2225番地	平成14年3月16日

(3) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
生田耳鼻咽喉科医院	小県郡丸子町生田3752番地1	平成14年1月1日
安曇野ワタキュー薬局	北安曇郡池田町池田3丁目3153番1号	〃
川村歯科クリニック	松本市並柳2丁目9番2号	平成14年1月7日



寺島薬局松岡店	長野市松岡二丁目38番1号	平成14年2月1日
有限会社なぎさ薬局	松本市渚2丁目9番11号	" "
西部マツノ薬局	上田市中央5丁目11番5号	" "
(4) 通所介護	事業所の名称	指定した年月日
	うえだはら敬老園デイサービスセンター	平成14年3月1日
	かるいざわ敬老園デイサービスセンター	" "
(5) 痴呆対応型共同生活介護	事業所の名称	指定した年月日
	グループホームうえだはら敬老園	平成14年3月16日
	痴呆対応型共同生活介護施設ひだまりの家	" "
	グループホームかるいざわ敬老園	" "
	グループホームフォーレスト	" "
	社会福祉法人鬼無里村社会福祉協議会痴呆対応型共同生活介護事業所	" "
(6) 福祉用具貸与	事業所の名称	指定した年月日
	トータル・ヒューマン・サービス長野店	平成14年3月1日
2 指定居宅介護支援事業者	事業所の名称	指定した年月日
	あさま温泉敬老園居宅介護支援事業所	平成14年3月1日
	さかさき生協診療所	平成14年3月16日
	うえだはら敬老園居宅介護支援事業所	" "

北佐久郡軽井沢町大字追分1436番地

かるいざわ敬老園居宅介護支援事業所

高齢福祉課

○長野県告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

訪問介護

事業所の名称

アイリスケアセンター岡谷

所在地

岡谷市湖畔2丁目12番22号

廃止した年月日

平成14年2月15日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称

有限会社シーエス介護ハウス暖家大町営業所

所在地

大町市大字大町5946番地4

廃止した年月日

平成14年1月5日

高齢福祉課

## ○長野県告示第198号

環境改善事業補助金交付要綱（昭和35年長野県告示第339号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

第1中「同和地区」を「旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する」地域改善対策特定事業が実施された同項の対象地域（第2において「対象地域」という。）に改める。

第2の表中「同和地区」を「対象地域」に、

3分の 2以内	を	2分の 1以内	に、
3分の 2以内		2分の 1以内	

「150万円」を「112万5千円」に、「30万円」を「22万5千円」に、「40万円」を「30万円」に、「200万円」を「150万円」に改める。

人権・同和政策課

## ○長野県告示第199号

労働者住宅建設促進融資要綱（昭和45年長野県告示第155号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

第6第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 住宅の新築又は購入 1戸当たり600万円（その住宅が次のア又はイに掲げる住宅であるときは、600万円にこれらのいずれかに該当するごとに150万円を加えた額）

ア バリアフリー住宅（別に定める基準に適合するものに限る。）

イ 環境共生住宅（別に定める基準に適合するものに限る。）

(2) 住宅の増改築 1戸当たり300万円（その住宅が前号のア又はイに掲げる住宅であるときは、300万円にこれらのいずれかに該当するごとに150万円を加えた額）

労 政 課

### ○長野県告示第200号

じん肺健康診断実施要綱を次のように定め、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

#### じん肺健康診断実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常時粉じん作業（じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。）に従事する労働者であった者（次条において「粉じん作業離職者」という。）について、じん肺の周知及び被害の予防を図るため、予算の範囲内において、じん肺健康診断を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 じん肺健康診断の対象者は、長野県内に住所を有する粉じん作業離職者（じん肺法第4条第2項に規定するじん肺管理区分（第4条において「管理区分」という。）が管理3又は管理4である者を除く。以下この条及び第4条において「対象者」という。）とする。

2 じん肺健康診断は、同一の対象者について1年間に1回を限度とする。

(事業の実施)

第3条 じん肺健康診断は、県内に所在する医療機関のうち、知事が適当と認めたものに委託して実施するものとする。

(受診手続)

第4条 対象者（管理区分が管理2である者を除く。）がじん肺健康診断を受けようとするときは、知事が交付するじん肺健康診断受診券を前条の規定によりじん肺健康診

断を委託された医療機関（以下「委託医療機関」という。）へ提出するものとする。

- 2 じん肺健康診断受診券は、知事が別に定めるところにより実施する健康相談を受けた者のうちじん肺の疑いがあると診断された者に交付するものとする。
- 3 管理区分が管理2である対象者がじん肺健康診断を受けようとするときは、知事が交付するじん肺予防手帳を委託医療機関に提示するものとする。
- 4 じん肺予防手帳は、別に定めるところにより、対象者の申請に基づき交付するものとする。

（委託料）

第5条 委託医療機関がじん肺健康診断を実施したときは、知事に対し、別に定めるところにより、委託料を請求するものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

労 政 課

### ○長野県告示第201号

長野県消費者保護対策要綱（昭和51年長野県告示第330号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

第15条第2項第1号中「製造年月日」を「消費期限その他の期限」に改める。

第23条第1項中「消費者問題協議会、消費生活推進員及び生活モニターの設置その他広く」を削る。

生活文化課

○長野県告示第202号

長野県農業・水産関係試験場生産品配布規程（昭和52年長野県告示第219号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

第1条中「、長野県営農技術センター」を削る。

第5条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、場長は、配布する生産品の取扱いについての条件を付することがある。

別表の種子の項中 「長野県営農技術センター」 を 「長野県野菜花き試験場」

に、同表の蚕種の項中 「原原蚕種 原蚕種 天蚕種」 を 「天蚕<sup>まぐ</sup> 柞蚕」 に、同

表の種苗又は穂木の項中 「長野県南信農業試験場 長野県営農技術センター」 を 「長野

県南信農業試験場」に、

特用作物	長野県営農技術センター
桑	長野県南信農業試験場

を

「特用作物 長野県野菜花き試験場」 に改める。

農業技術課

## ○長野県告示第203号

長野県農業関係試験場依頼分析規程（昭和52年長野県告示第220号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

第1条中「、長野県南信農業試験場及び長野県宮農技術センター」を「及び長野県南信農業試験場」に改める。

別記様式中 「試験場長  
殿を「試験場長 殿」に改める。  
(所長) 」

農業技術課

## ○長野県告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

## 1 保安林の所在場所

駒ヶ根市東伊那7703の1、7703の6、7707の1、7760の4から7760の9まで、7760の11、7760の13

## 2 指定の目的

干害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第205号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、  
次のように保安林に指定する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

1 保安林の所在場所

松本市大字中山字寺山3320の8から3320の10まで

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課



## ○長野県告示第206号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

## 1(1) 解除に係る保安林の所在場所

飯山市大字瑞穂字北和栗964のロ・993の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）993の6、993の8（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 解除の理由

水道事業用地とするため

## 2(1) 解除に係る保安林の所在場所

長野市坂中1201の3、1201の11から1201の19まで、浅川福岡903の26、下伊那郡阿南町字和合2057の3、木曾郡王滝村3151の24（次の図に示す部分に限る。）、3151の26、3151の46・3151の50（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 解除の理由

道路用地とするため

## 3(1) 解除に係る保安林の所在場所

下伊那郡松川町生田3221の75、3221の76、3221の78、3221の105から3221の110まで

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課並びに飯山市役所及び木曾郡王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

## ○長野県告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

## 1 施行者の名称

高遠町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

伊那都市計画下水道事業 高遠町公共下水道

## 3 事業施行期間

平成元年11月24日から

平成20年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

下水道課

## ○長野県告示第208号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定により長野県が実施した公共下水道工事の一部を次のとおり完了する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

## 1 公共下水道の名称

阿智村特定環境保全公共下水道(会地処理区)

## 2 工事の区域又は区間

## (1) 幹線管渠

## ア 名称

会地第1号幹線、会地第2号幹線及び会地第3号幹線

## イ 工事の区間

下伊那郡阿智村大字駒場720番2地先から大字春日1915番地先まで、大字駒場608番地3地先から408番地1地先まで及び大字駒場722番地4地先から1066番地1地先まで

## (2) 終末処理場

## ア 名称

会地浄化センター

## イ 工事の区域

下伊那郡阿智村大字駒場333番地5、333番地6、336番地18、559番地2、624番地2、625番地2、626番地2、628番地1、628番地2、629番地3、630番地3、631番地4、631番地5、631番地6、640番地3、641番地9、647番地1、648番地3、648番地5、648番地6、660番地1、660番地6、660番地7、710番地1、711番地1、716番地1、716番地2、720番地1、720番地2、720番地3、721番地1、721番地2、721番地3、721番地4、721番地5、722番地3、722番地4、723番地1、723番地2、725番地1、727番地1、727番地4、727番地6、731番地1、731番地2、731番地3、731番地4、731番地5、732番地3、732番地7及び732番地8

## 3 工事の内容

幹線管渠及び終末処理場(修景施設、管理施設及び汚泥処理施設を除く。)

## 4 工事の一部完了の日

平成14年3月28日

下水道課

## ○長野県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上田丸子線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字中之條字中沢68番の6地先から 上田市大字下之郷字測尻1522番地先まで	旧	6.5~89.5 <sup>m</sup>	3.3996 <sup>km</sup>
		6.5~89.5	4.6523
同 上	新	6.5~89.5	3.3996
		8.0~89.5	5.1744

道路維持課

## ○長野県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 152号  
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	上伊那郡高遠町大字長藤465番の4地先から 上伊那郡高遠町大字長藤301番の1地先まで	旧	7.5~13.0	0.5320
同	上	新	11.5~31.0	0.4750

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 駒ヶ根駒ヶ岳公園線  
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	上伊那郡宮田村4749番地先から 上伊那郡宮田村4750番の4地先まで	旧	4.0~83.9	6.0783
同	上	新	6.7~87.5	6.0783

道路維持課

○長野県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 須坂停車場線  
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
須坂市大字須坂字宗石1298番の10地先から 須坂市大字須坂字宗石1247番の9地先まで	旧	10.0~19.5	0.1753
同 上	新	10.0~24.4	0.1753

道路維持課

○長野県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年 3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 丸子信州新線  
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上水内郡信州新町大字竹房字井戸尻 309番の1地先から 上水内郡信州新町大字竹房字井戸尻 280番の7地先まで	旧	6.5~10.5	0.1185
同 上	新	8.5~15.0	0.1185

## 道路維持課

## ○長野県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 上田丸子線
- 2 供用を開始する区間  
上田市大字福田字三丁目50番の18地先から  
上田市大字小島字下小島542番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年3月29日

## 道路維持課

## ○長野県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間  
上伊那郡高遠町大字長藤465番の4地先から  
上伊那郡高遠町大字長藤301番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年3月28日
- 2 (1) 路線名 駒ヶ根駒ヶ岳公園線
- (2) 供用を開始する区間  
上伊那郡宮田村4749番地先から  
上伊那郡宮田村4750番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年3月28日

道路維持課

○長野県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 須坂停車場線
- 2 供用を開始する区間  
須坂市大字須坂字宗石1298番の10地先から  
須坂市大字須坂字宗石1247番の9地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年3月28日

道路維持課



## ○長野県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 中野飯山線
- 2 供用を開始する区間  
中野市大字若宮字若宮境362番の9地先から  
中野市大字若宮字田麦道南添124番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年3月29日

道路維持課

## ○長野県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 丸子信州新線
- 2 供用を開始する区間  
上水内郡信州新町大字竹房字井戸尻309番の1地先から  
上水内郡信州新町大字竹房字井戸尻280番の7地先まで

3 供用を開始する期日 平成14年3月28日

道路維持課

○長野県告示第218号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関の住所の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定確認検査機関の名称  
財団法人長野県建築住宅センター
- 2 指定確認検査機関の住所  
変更後 長野市大字中御所字岡田79番地5  
変更前 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 変更しようとする年月日  
平成14年4月1日

建築管理課

○長野県教育委員会告示第2号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項及び第19条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県無形文化財に指定し、同条第2項の規定により、2の表の右欄に掲げる者を当該長野県無形文化財の保持者として認定する。

平成14年3月28日

長野県教育委員会

## 1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の住所及び名称
生島足島神社摂社 諏訪社本殿及び門	2棟	上田市大字下之郷中池 西701	上田市大字下之郷中池西701 生島足島神社
けんぼんちやくしよく 絹本著色両界曼 茶羅図	2幅	飯山市大字瑞穂7082	飯山市大字瑞穂7082 菩提院

## 2 長野県無形文化財に指定する文化財及びその保持者として認定する者

名 称	保 持 者		
	氏 名	生 年 月 日	住 所
きゅう 髷 漆	杉 下 繁	明治44年3月4日	木曾郡檜川村大字贅川2345番地8

文化財・生涯学習課

## ○長野県警察本部告示第1号

長野県警察本部長関係長野県情報公開条例施行規程を次のように定め、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月28日

長野県警察本部長 関

長野県警察本部長関係長野県情報公開条例施行規程

長野県警察本部長が管理する公文書に係る長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）の施行については、長野県情報公開条例施行規則（平成13年長野県規則第6号）の規定の例による。

広 報 課

## ○長野県議会告示第1号

政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年長野県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成14年3月28日

長野県議会議長 宮 沢 勇 一

第4条中「及び同法第28条の5第1項の超短期所有土地等に係る事業所得等の金額の合計額」を削り、「並びに同法」を「、同法」に、「とする」を「及び同法第41条の14第1項の商品先物取引に係る雑所得等の金額とする」に改める。

様式第1号中「長野県議会議長 殿」を「長野県議会議長 様」に改める。

様式第2号中「長野県議会議長 殿」を「長野県議会議長 様」に、

「

分離課税	株式等の事業・譲渡・雑所得		
------	---------------	--	--

」を

「

分離課税	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	商品先物取引の事業・雑所得		

」に改める。

様式第3号中「長野県議会議長 殿」を「長野県議会議長 様」に改める。

調 査 課